

酒蔵見学等の収益化に関する調査業務委託仕様書

1 業務名

酒蔵見学等の収益化に関する調査業務

2 業務目的

県内酒蔵の収益機会の拡大を図るため、酒蔵見学をはじめとする来訪者向け体験の有料化・高付加価値化に関する手法について調査・整理を行い、次年度以降の実装を見据えた実現可能な事業スキームの立案を行うことを目的とする。

3 業務期間

契約締結日から令和9年 3 月 31 日まで

4 業務対象

県内酒蔵(約 30 蔵を想定)

5 業務内容

本業務は、調査、分析、モデル構築及び提案の各工程を通じて、酒蔵見学等の体験メニューを酒蔵の収益拡大に繋げる具体的方策を整理するものである。

上記 2 業務目的を達成するために、長崎県物産ブランド推進課(以下「県」という)及び関係機関等と連携し、以下の業務を想定している。なお、より効果的かつ効率的な内容があれば積極的に提案すること。

(1)酒蔵現状把握調査

県内酒蔵の現状及び課題を把握するため、以下の調査を行うこと。

- ①県内酒蔵(約 30 蔵)に対し、訪問又はオンラインによりヒアリング調査を実施すること。
- ②全対象者に電話等により観光・体験コンテンツへの参入意向(積極・限定的・消極等)を確認し、収益化の可能性の高い事業者や意欲的な者を訪問して詳細調査を行うこと。
- ③酒蔵見学の現時点での実施状況、受入体制及び運営状況を把握すること。

(2)市場動向・ニーズ調査

酒蔵の収益拡大に資する市場環境を把握するため、以下の調査を行うこと。

- ①国内観光客及びインバウンド観光客の嗜好や行動特性を整理すること。
- ②酒蔵見学や体験コンテンツに対するニーズを分析すること。
- ③県内外における酒蔵見学や体験コンテンツの動向を整理すること。

(3)酒蔵の類型化及び収益拡大モデル分析

調査結果に基づき、酒蔵の特性及び観光客受入意向、経営体制等を整理し、類型ごとの収益拡大の可能性及び実現方策を以下の視点から分析すること。

- ①酒蔵の意向、受入体制、経営資源等を踏まえ、他地域の酒蔵ツーリズムの先進事例も参考に複数の類型に分類すること。
- ②類型ごとに収益拡大の可能性、課題及び実施に当たっての条件等を整理すること。
- ③類型ごとに有効と考えられる収益拡大の方向性を整理し、酒蔵見学の活用、体験プログラムの導入、周遊促進等の活用可能性を分析すること。

(4)酒蔵見学を活用した事業モデル及び実施スキームの提案

調査分析結果を踏まえ、県内酒蔵での実現可能性のある収益拡大型事業モデルを 3 件以上以下の要領で提案すること。

- ①各モデルでは、ターゲット、体験型商品、周遊企画等の具体的なサービス内容、実施条件、収支見込み及び実施スキームを整理すること。
- ②提案に際しては、「小規模酒蔵向けモデル」「インバウンド(〇〇港のクルーズ客)対応型モデル」「周遊観光連携型モデル」等の異なる類型をカバーする様努めること。
- ③提案に際しては、他県酒蔵との広域連携による誘客及び周遊促進の可能性について検討するとともに、交通事業者、宿泊事業者、旅行事業者その他観光関連事業者との連携による事業展開の可能性についても検討すること。
- ④国の補助事業等の活用可能性を踏まえた事業展開案を検討すること。

6 成果品

本業務完了後は、成果品として業務の実施結果を示した報告書、印刷物及び電子データ等からなる業務成果報告書を速やかに 1 部提出すること。

7 委託条件

- (1)本業務を円滑に行うため、業務責任者、担当者ならびに業務実施に必要な人員を配置した業務実施体制を確保すること。
- (2)長崎県の休日を定める条例(平成元年7月18日長崎県条例第43号)に定める休日を除く、毎日午前9時から午後5時45分の間、本業務にかかる協議・相談等依頼に対応できること。
- (3)本業務完了後は、成果品を速やかに提出すること。

8 その他特記事項

- (1)受託者は、県の指示に従って本業務を実施するものとする。
- (2)受託者は、業務の全部または一部を再委託してはならない。ただし、書面により県の承諾を得た場合はこの限りではない。
- (3)受託者は、本業務の関係書類等を整備保管し、必要な書類の提出や実地検査等に際しては、協力すること。
- (4)本業務について、上記 5 に掲げる業務の実施時期、内容は、県と調整のうえ決定すること。また、本仕様書に記載のない事項、その他疑義が生じた場合は、県と協議のうえ決定すること。